

# 女性活躍推進法(えるぼしを含む)の改正等に関する説明会を開催します

改正女性活躍推進法が令和8年4月1日に一部施行されることとなり、常時雇用する労働者（以下、「従業員」と言います。）が301人以上の事業主に義務付けられていました「男女間賃金差異」の公表が、従業員101人以上の事業主へと拡大されます。

また、女性活躍に関する情報公表の選択肢の一つであった「女性管理職比率」についても、従業員101人以上の事業主に新たに公表が義務付けられます。

本説明会では、女性活躍推進法改正における新たな取組義務、一部改正されるえるぼしの認定基準に加え、当課所掌の次世代法の認定制度くるみんの説明をします。

日時	令和8年2月24日(火) ① 10:00～11:15 (75分) ② 14:00～15:15 (75分) 令和8年2月25日(水) ③ 10:00～11:15 (75分) ④ 14:00～15:15 (75分) 令和8年2月26日(木) ⑤ 10:00～11:15 (75分) ⑥ 14:00～15:15 (75分) ※①～⑥の計6回開催予定です。説明内容は全て同じです。
会場	札幌第一合同庁舎（札幌市北区北8条西2丁目1-1） ①～②：10階北側会議室 定員各回50名 ③～⑥：7階北側会議室 定員各回20名 ※極力、公共交通機関でお越しください。
参加費	無料
主催	北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課

参加登録はこちらからお願いします。

<北海道労働局サイト>

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaidoroudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/kaiseizyokatu20250224\\_00007.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaidoroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/kaiseizyokatu20250224_00007.html)

**※参加登録期限 令和8年2月17日(火)**

※定員に達した場合、参加登録期限前に締切いたします。

※参加する人ごとに参加登録をお願いいたします。



※説明する概要については、裏面に記載しています。

## 【第1部】女性活躍推進法の事業主の義務に関する改正点の概要

- 実際に公表する男女間賃金差異の算出方法について
- 女性活躍推進法における「管理職」の定義について
- 女性の活躍推進企業データベースについて

## 【第2部】えるぼしに関する改正点及び制度の概要

- えるぼしの5つの認定基準について
- えるぼしの改正点の概要について

## 【第3部】くるみんに関する制度の概要

- くるみんの9つの認定基準について
- くるみんの認定申請に関する留意事項について

※説明終了後、えるぼし及びくるみんについて個別にご相談をお受けすることも可能ですが、その際は、「内容を全て記入した認定申請書（相談用の仮の申請書）」「一般事業主行動計画の写し」を持参してください。持参がない場合、ご相談はお受けできません。

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法のサイト（厚生労働省）もご覧ください。

### 女性活躍推進法に関するサイトの掲載資料等

- ・改正内容に関する資料を掲載しています。（令和7年12月23日掲載）
- ・えるぼし認定のパンフレット、一般事業主行動計画のパンフレットを掲載しています。（「パンフレット」をクリック）
- ・賃金差異分析ツールを掲載しています。（「お役立ちツール」をクリック）
- ・女性の活躍推進企業データベース等のリンク先を掲載しています。（「関連リンク」をクリック）



### 次世代育成支援対策推進法に関するサイトの掲載資料等

- ・一般事業主行動計画とくるみん認定のパンフレットを掲載しています。（「くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定について」をクリック）
- ・両立支援のひろばのリンク先を掲載しています。（「一般事業主行動計画の策定・届出について」をクリック）

